



### 質問1

私の開業している分野は、比較的新しい分野なので、日々医術の進歩が著しく、そこで本年A出版社から販売されている専門書1セット5巻を30万円で購入しました。この購入費用は全部購入した年の必要経費になるでしょうか。

**回答** 減価償却資産になります。

書籍は、通常備品として減価償却資産に当たると考えられています。減価償却資産とは、事業の用に使用される資産のうち、時の経過によって価値の減少するものをいいますが、使用可能期間が1年未満の資産または1個（1組）の取得価額が10万円未満の減価償却資産については、その全額を事業に使用した年分の必要経費に算入することになっていますから、減価償却の対象とはなりません。

ところでご質問の場合は、まずその専門書が、時の経過によって価値が減少するかどうか、問題となります。書籍の価値は記述内容の時代遅れなどにより、利用価値が減少することも考えられますが、一般的には使用による破損や汚損などにより価値が消滅していきますから、減価償却資産となります。

つぎに、使用可能期間が1年未満かどうかということですが、耐用年数表別表によれば、5年とされています。

最後に取得価額が10万円未満であるかどうかですが、書籍は通常1冊ごとに取り引されていますから、一般的には1冊ごとに判定することになりますが、通常一そろいを単位として取引されるものなどは、一そろいの価額で取得価額を判定することになります。

したがって、ご質問の場合も減価償却を通じて必要経費に算入することになります。

### 質問2

私の妻は5階建の貸ビルを所有しております。私はその2階で開業し、妻には家賃として月額20万円を支払っています。この支払家賃は税務上認められないとのことですが、私の診療所に係る減価償却費などの経費は、私の所得から差し引くことはできないでしょうか。

**回答** 診療所に係る減価償却費等は所得から差し引くことができます。

奥様に毎月支払っている診療所の家賃20万円は、おっしゃるとおり必要経費になりません。すなわち、居住者が生計を一にする配偶者その他の親族に対して、居住者の営む不動産所得、事業所得または山林所得を生ずべき事業に従事したこと、その他の事由によりその事業から対価の支払をしても必要経費にもなりませんし、また支払を受けた方もその対価はないものとされます。

しかし、その代わりに奥様が支払っている固定資産税などの経費や減価償却費は、あなたの医業に係る所得の必要経費に算入することができます。

したがって、ご質問の場合も、奥様の所有する貸ビルの経費や減価償却費で、あなたの診療所に係る部分については、あなたの事業所得の必要経費に算入することになります。